

しおかぜ

No.356 2023 5月号

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項……………2
令和5年度税制改正のあらまし……………3~5
第128回税金よもやま話
『青色申告の中小企業会社の10の節税策』……………6
第51回「知って得する？」社労士の独り言
『適用猶予事業・業務に時間外労働の
上限規制が適用されます』……………7
第11回本部総会のお知らせ……………8
令和5年度上期分口座振替のお知らせ……………8
医療百話
『男性の3人に1人、女性の4人に1人が
“がん”で亡くなっています。』……………8
事業報告……………9
令和4年度社会員献活動……………10
地域の会員企業紹介……………10
おじゃましました♪会員訪問
Vol.045 芙蓉カントリー倶楽部さん……………11

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限が設定されました(令和5年度税制改正大綱より)。

法人会では、昨年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1 法人税率の軽減措置

法人会提言

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

改正の概要

- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言

- 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

改正の概要

- 中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。

3 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言

- 中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

改正の概要

- 中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制については、一定の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。また、先端設備等に係る固定資産税の特例措置が見直され、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されました。

消費税

1 インボイス制度

法人会提言

- インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。

改正の概要

- 一定規模以下の事業者の行う1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策が講じられたほか、1万円未満の返還インボイスについて交付義務を免除する措置が講じられました。

相続税・贈与税

1 相続時精算課税制度

法人会提言

- 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

改正の概要

- 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなりました。また、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

その他

1 震災復興等

法人会提言

- 被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

改正の概要

- 特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長されました。

2 電子帳簿保存

法人会提言

- インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

改正の概要

- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置(電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする)が講じられるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられました。

税制改正の あらまし



法人会キャラクター/けんた

I 法人税関係

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年 800 万円以下の所得に対する軽減税率の特例 15% (本則 19%) の適用期限が 2 年間延長されます。

対象	本則税率		特例の税率
	中小法人 (資本金 1 億円 以下の法人)	年 800 万円超 の所得金額	
	年 800 万円以下 の所得金額	19%	15%

適用時期

令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用されます。

(2) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合に取得価額 (船舶については取得価額の 75%) の 30% の特別償却又は 7% の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しを行った上で、適用期限が 2 年間延長されます。

- ① 対象資産から、コインランドリー業 (主要な事業であるものを除く) の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外されます。
- ② 対象資産について、総トン数 500 トン以上の船舶については、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定されます。

適用時期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

(3) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等を取得等した場合に即時償却又は 10% (資本金 3,000 万円超 1 億円以下は 7%) の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業 (主要な事業であるものを除く) の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、適用期限が 2 年間延長されます。

適用時期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に対象設備の取得等をして指定事業の用に供した場合に適用されます。

(4) 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が災害への事前対策を強化するために防災・減災設備 (自家発電機、制震・免震装置等) を取得等した場合に 20% の特別償却が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制 (特定事業継続力強化設備等の特別償却制度) について、その対象設備に耐震装置を加えた上で、適用期限が 2 年間延長されます。また、令和 7 年 4 月 1 日以後に取得等する資産の特別償却率は 18% (令和 5 年 4 月 1 日以後) から 16% に引き下げられます。

適用時期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に事業継続力強化計画の認定を受け、認定を受けた日から同日以後 1 年を経過する日までに対象設備を取得等をした場合に適用されます。

(5) DX 投資促進税制の見直し及び延長

全社的な DX (デジタルトランスフォーメーション) に向けた事業適応計画の認定を受け、DX の実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資を行った場合に 3% (若しくは 5%) の税額控除又は 30% の特別償却が適用できる DX 投資促進税制について、以下のとおり認定要件の見直しを行った上で、適用期限が 2 年間延長されます。

- ① 生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件を、売上高が 10% 以上増加することが見込まれること
- ② 取組類型に関する要件を、対象事業の海外売上高比率が一定以上となること見込まれること

適用時期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に認定の申請をした事業適応計画に従って取得等をする資産について適用されます。ただし、令和 5 年 4 月 1 日以前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等をする資産については適用されません。

II 所得税関係

(1) NISA 制度の抜本的拡充と恒久化

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるために、NISA 制度が抜本的に拡充されます。なお、令和 2 年度税制改正で措置された令和 6 年 1 月から施行予定の「新 NISA 制度」については、その施行が見直され、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行されます。

	つみたて投資枠 併用可	成長投資枠
年間投資上限額	120 万円	240 万円
非課税保有期間	無期限化	
生涯非課税限度額 (総枠)	1,800 万円 (うち成長投資枠は 1,200 万円が上限)	
口座開設期間	恒久化	
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等 (※)
対象年齢	18 歳以上	
現行制度との関係	令和 5 年末までに現行の一般 NISA 及びつみたて NISA において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用	

※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などは対象から除外されます。

適用時期

令和 6 年 1 月 1 日以後について適用されます。

(2) 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し (雑損失)

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合に適用できる所得税法の雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後 3 年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。

改正案では、特定非常災害による住宅・家財等の損失について、その損失額 (雑損失の金額) の繰越控除期間が 5 年間に延長されます。

適用時期

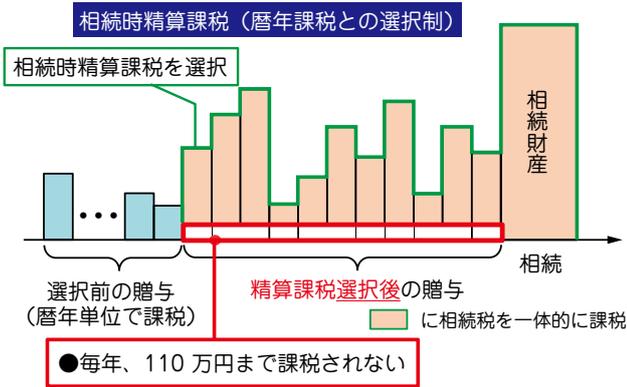
令和 5 年 4 月 1 日以後の特定非常災害に係る雑損失について適用されます。

Ⅲ 資産税関係

(1) 相続時精算課税制度の見直し

次世代への早期の資産移転などの観点から導入された相続時精算課税制度について、利便性向上を図るため同制度が見直されます。

- ① 相続時精算課税制度での贈与について、現行の基礎控除（暦年課税 110 万円）とは別に、毎年、課税価格から基礎控除 110 万円まで控除できるように見直すとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する財産の価額については、上記の控除後の残額とされます。
- ② 相続時精算課税制度により受贈した一定の土地・建物が、贈与の日から相続申告書の提出期限までの間に、災害により一定の被害を受けた場合、相続税の課税価格への加算等の基礎となる土地・建物の価額は、贈与時の価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。



適用時期

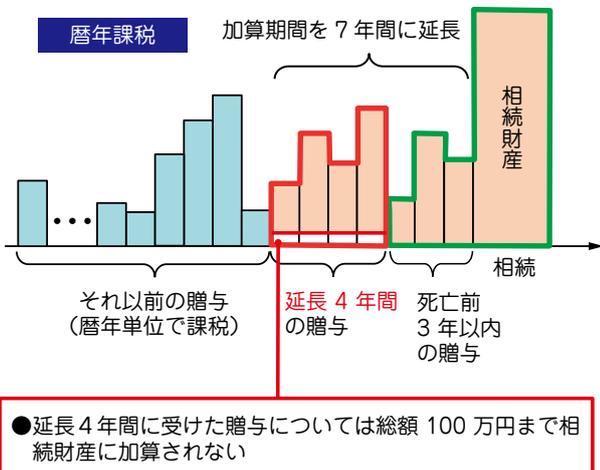
- ①の改正については、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。
- ②の改正については、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます。

(2) 暦年課税における相続前贈与の加算期間の見直し

暦年課税においては、年間 110 万円までの贈与であれば、贈与税は非課税となりますが、相続開始前3年以内に行われた贈与については、相続税の課税対象となります。

改正案では、暦年課税における相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間が7年以内（現行：3年以内）に延長されます。

また、相続開始前7年以内から3年以内の4年間の間に贈与により取得した財産については、総額 100 万円まで相続財産に加算されない措置が講じられます。



適用時期

令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(3) 教育資金の一括贈与と非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上で、その適用期限が3年間延長されます。

- ① 契約期間中に贈与者が死亡した際、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、受贈者の年齢等に関わらず、残高が相続財産に加算されます。
- ② 契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率は、贈与税の一般税率とされます。

適用時期

①の改正については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る相続税について適用されます。

②の改正については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

(4) 結婚・子育てで資金の一括贈与と非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育てで資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率を、贈与税の一般税率とした上で、その適用期限が2年間延長されます。

適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

Ⅳ 消費税関係

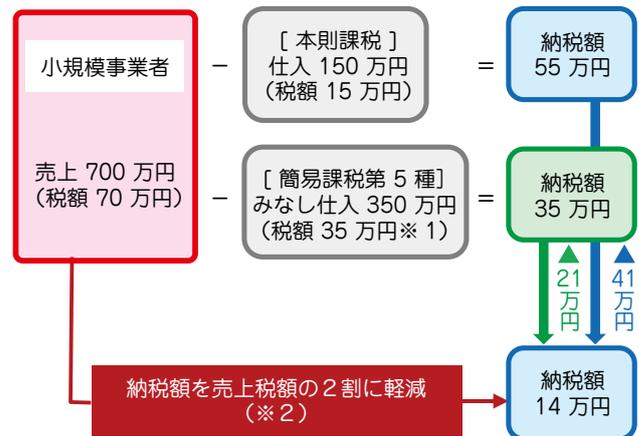
(1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の円滑な実施に関する見直し

令和5年10月1日に施行されるインボイス制度について、円滑な制度移行を図る観点から、以下の見直しが行われます。

① 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置が講じられます。

【サービス業の場合】



※1 売上税額 70 万円 × 第5種みなし仕入率 50%

※2 売上税額 70 万円 × 2 割

改正案では、免税事業者が課税事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する負担軽減措置が3年間講じられます。この負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出は必要なく申告時の選択適用となります。

②一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、事務負担の軽減措置が講じられます。

改正案では、基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者については、インボイス制度の施行（令和5年10月1日）から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除を認める事務負担の軽減措置が講じられます。

③少額な返還インボイスの交付義務の見直し

インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されることとなります。

改正案では、事業者の実務に配慮し事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）の場合には、返還インボイスの交付が免除されるように見直されます。

④登録申請手続の柔軟化

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けるためには、原則、令和5年3月末までに申請書を提出しなければなりません。4月以降であっても申請書に「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす経過措置が設けられていますが、改正案では、申請書に「困難な事情」の記載がなくても4月以降の登録申請が可能となります。

また、登録申請手続について以下のとおり見直されます。

㊦ 免税事業者が申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受ける場合には、課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに申請書を提出する必要があります。なお、課税期間の初日後に登録がされた時は、同日に登録を受けたものとみなされます。

① 登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出する必要があります。

㊧ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日以後に登録を受けようとする免税事業者は、その申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載します。登録希望日後に登録がされた時は、登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

適用時期

①の改正については、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用されます。

②の改正については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて適用されます。

③の改正については、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う少額な値引き等について適用されます。

④㊦㊧の改正については、令和5年10月1日以後、㊧の改正については、令和5年4月1日以後に提出する適格請求書発行事業者登録制度の申請書について適用されます。

V その他

(1) 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、税務情報のデジタル化、優良な電子帳簿の普及に資する観点から、電子帳簿等保存制度が見直されます。

①電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

現行、申告所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければなりません。ただし、経過措置として、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、

電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した出力書面の保存をもって、その電磁的記録の保存に代えることができる措置が講じられています。

改正案では、以下の見直しが行われます。

㊦ 保存要件の緩和

電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができる場合には、全ての検索機能の確保の要件が不要となる売上高基準が「1,000万円以下」から「5,000万円以下」に引き上げられます。

① システム対応ができなかった事業者に対する猶予措置

前記の経過措置は適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者については、従前行われていた出力書面の保存に加え、電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができる場合は、検索機能の確保の要件等を不要としてその電磁的記録の保存を可能とする、新たな猶予措置が講じられます。

② スキャナ保存制度の見直し

スキャナ保存制度は、決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）について、一定の要件の下、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることができる制度です。

改正案では、以下の見直しが行われます。

㊦ 国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存要件を廃止

① 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止

㊧ 国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるようにしておく書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定

③ 優良な電子帳簿の範囲の見直し

一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録による保存制度について、一定の要件を満たしている国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税の対象帳簿の範囲が見直されます。

適用時期

①の改正については、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されます。

②の改正については、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用されます。

③の改正については、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

(2) 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の減免制度の創設

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が設備投資を行った場合、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ（市町村の条例で定める割合により異なる）になる固定資産税の減免制度について、新たな制度が創設されます。

※ 一定の要件（雇用者全体の給与が導入計画の申請日の属する

対象設備	①：機械装置 ②：測定工具、検査工具 ③：器具・備品 ④：建物附属設備 (年平均の投資利益率5%以上見込まれる投資計画に記載された設備)
固定資産税の課税標準	3年間 1/2(※)

事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上増加すること等)を満たせば、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した対象設備は5年間1/3、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した対象設備は4年間1/3となります。

適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した対象資産に適用されます。

*このパンフレットは、令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください



青色申告の中小企業会社の10の節税策

法人税は、所得に対して課税されます。

会社の所得が出た時に、期末に向けての節税策で考えられる代表的なものを10個取り上げます。無駄な経費を作るのではなく、会社の財務的体力を強くするものなど、もし私が会社の顧問税理士であるなら、真っ先にアドバイスするもので利用しやすいものを取り上げます。

なお、概略を要点のみ項目列挙いたしますので、詳細は御社の顧問税理士とよく協議の上、実施ください。

ここでは「青色申告」の「中小企業者」を対象としているので、白色申告法人や大企業である法人は別途、顧問税理士にご相談ください。

① 経営セーフティ共済に加入する

「中小企業倒産防止共済」ともいいます。

取引先企業が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高8,000万円)で回収困難な売掛債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられる中小企業倒産防止共済法に基づいた共済制度です。

掛金月額5,000円から200,000円までの範囲内(5,000円刻み)で自由に選べます。

全額損金算入ができます。年払いもできるので、期末までに20万円×12カ月=240万円の経費がつかれます。

利息はつかないのですが、40カ月以上続ければ解約返戻金も100%となります。掛金総額800万円まで積み立てられるので、いざという時の資金繰りの手当てにも利用できます。

② 1品30万円未満の減価償却資産を年合計300万円まで購入する

「少額減価償却資産」といいます。

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。

必要のないものを買うのは全くの無駄となってしまいますが、携帯電話、パソコン、シュレッダー、カメラやソフトウェアなど会社にとって必要なものや、古くなってしまったものがあれば、期末までに購入すると必要経費に算入できます。

③ 短期の前払費用として、家賃を年額前払する

「短期の前払費用」とは、法人が、前払費用の額で、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、その支払時点での損金の額に算入することが認められます。

「短期の前払費用」はどの経費にも使えるわけではないので、注意が必要です。

「短期の前払費用」が使えるのは、支払家賃や保険料のように一定の契約に従って継続的に役務提供を受ける「等質・等量のサービス」であり、「時の経過に応じて費用化されるもの」であり、現実にその対価として支払ったものであることが要件となります。

土地や建物の賃料、リース料、保険、借入金利息、月払いの会費などがあげられます。

資金的に余裕があるのであれば、事務所家賃を年払いするのでも一考です。

同族会社の場合には、事務所の所有者が会社の代表者や家族である場合もあるかと思いますが、その場合には「事務所家賃の年払い」は利用しやすいと思います。

なお、「短期の前払費用」は税務調査でも問題になる場合が懸念されますので、支払い方法、支払期間など、実行に際しては顧問税理士に十分にご相談されることをお勧めします。

④ 解約返戻金のある定期保険に加入する

前項の「短期の前払費用」を保険として利用します。資金的に余裕があり、今後も続けていけるのであれば、解約返戻金のある定期保険に加入するのも一考ではないでしょうか。

ただ、2019年6月、国税庁より法人保険の定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いについて見直しが行われ、税制改正による通達で法人保険に関する新たなルール案が公表されました。

これにより行き過ぎた節税策としての保険の活用、制限が加えられました。

しかし、法人保険の保険料を損金として全く算入できなくなったわけではありません。長期的な目線で節税を考えれば、税制改正後の現在でも法人保険を利用して節税対策をすることが可能です。

積み上がった解約返戻金は、退職金の支払い原資として活用することができます。

なお、ここでは紙面の都合で詳細を省略しておりますので、実施に当たっては顧問税理士をはじめ信頼のできる専門家にご相談の上、ご自身が納得した上で実施してください。

⑤ 従業員に「決算賞与」を支給する

多額の利益が見込まれる場合には、決算賞与を従業員に支給することも検討してみましょう。賞与の分だけ会社の資金は流出してしまいますが、従業員の勤労意欲の向上にもつながります。

「短期の前払費用」や「少額減価償却資産」などは期末までの支払いが条件でしたが、この決算賞与だけは、未払い計上が認められます。つまり、資金繰りを1か月遅らせることができます。

「未払決算賞与」が認められるには、以下のすべてを満たしている必要があります。

- 1 賞与の支給額を各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知していること
- 2 その通知した金額を事業年度終了の日から1か月以内に支払っていること
- 3 その金額を通知した事業年度で損金算入していること

紙面の都合であとの5つは項目のみ掲げておきますので、顧問税理士にご相談ください。

⑥ 従業員の賞与に関しては「事前確定届出給与」を活用する

(前期の「株主総会等の決議日」から1か月を経過する日もしくは、当期の「会計期間開始日から4か月を経過する日」のうち、いずれか早い日未までに届出が必要) *簡潔に書いています。詳細は顧問税理士へ

⑦ 従業員の給与と支払総額が前年度より増加しているなら、中小企業向け「所得拡大促進税制」・「賃上げ促進税制」を活用する

⑧ 役員退職金を「打ち切り支給」する

⑨ 「未払い費用」をもれなく計上する

⑩ 固定資産、有価証券の評価損を計上する

第51回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
 特定社会保険労務士 石川 貢

適用猶予事業・業務に時間外労働の上限規制が適用されます



働き方改革の一環として平成31年4月から労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されましたが、①工作物の建設の事業、②自動車運転の業務、③医業に従事する医師、④鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業（割愛しました。）は、時間外労働の背景に業務の特性や取引慣行に課題があり、時間外労働の上限規制の適用を5年間猶予されました。この間、上記の適用猶予事業・業務に検討が加えられ、令和6年4月1日（36協定の始期が令和6年4月1日以降が対象です。）から以下の時間外労働の上限規制が適用されることとなりました。

事業・業務	令和6年4月1日以降の時間外労働の上限規制の【概要】
工作物の建設の事業	①時間外労働が月45時間を超の回数 年間6回以内 ②時間外労働（休日労働を含まず） 年間720時間以内 ③時間外労働と休日労働の合計 月100時間未満かつ複数月平均80時間以内 ※災害の復旧・復興の事業については、③の適用なし
自動車運転の業務	①時間外労働が月45時間を超の回数 年間6回以内の規制の適用なし ②時間外労働（休日労働を含まず） 年間960時間 ③時間外労働と休日労働の合計 月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする規制の適用なし 【トラック自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）】 ①1年、1か月の拘束時間 年間3,300時間、月284時間以内 ②1日の拘束時間 13時間以内（上限15時間） ③運転時間 日9時間以内（2日平均）、月44時間以内（2週平均） ④連続運転時間 4時間以内（運転中断は原則休憩、合計30分以上）
医業に従事する医師	*医師を次の三つの水準に分けて時間外労働の上限規制を適用 ①A水準（診療従事勤務医） ・時間外労働が月45時間超の回数 年間6回以内とする規制の適用なし ・時間外労働（休日労働を含む） 年間960時間以内（休日を含む） ・時間外労働と休日労働の合計 月100時間未満かつ複数月平均80時間以内（休日を含む）とする規制の適用なし ②暫定B、B（地域医療確保暫定特例水準・医療機関を指定） ※特例適用は令和17年3月31日までで、以降はA水準適用とすることを目標 ・時間外労働が月45時間超の回数 年間6回以内とする規制の適用なし ・時間外労働（休日労働を含む） 年間1,860時間以内（休日を含む） ・時間外労働と休日労働の合計 月100時間未満かつ複数月平均80時間以内（休日を含む）とする規制の適用なし ③C-1、C-2（集中的技能向上水準・医療機関を指定） ※将来に向けて時間外労働の縮減を目指す ・時間外労働が月45時間超の回数 年間6回以内とする規制の適用なし ・時間外労働（休日労働を含む） 年間1,860時間以内（休日を含む） ・時間外労働と休日労働の合計 月100時間未満かつ複数月平均80時間以内（休日を含む）とする規制の適用なし 上記②暫定B、B及び③C-1、C-2は、【追加的健康確保措置】として「連続勤務時間制限28時間／勤務間インターバル9時間の確保／代償休息」が、就業上の措置として義務付けられています。

適用猶予事業・業務に時間外労働の上限規制が適用されるまで、あと11か月となりました。該当される事業所におかれましても準備されていることと思いますが、特に、運送業の方は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）が令和4年12月23日に改定され、令和6年4月1日から施行されます。厚生労働省のホームページでQ&A（令和5年3月31日付け基発0331第49号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正による改正後の解釈等について」）も公開されています。早めに確認されることをお勧めします。

第11回 本部通常総会・記念講演会のお知らせ



金子 勝氏

日時：6月13日(火) 午後1時00分受付、午後1時30分開会
 場所：湘南鎌倉クリスタルホテル
 次第：〈記念講演会〉午後1時30分～午後3時15分
 〈総会〉午後3時30分～午後4時50分 〈懇談会〉午後5時20分～午後6時50分
 講師：金子 勝氏〈淑徳大学客員教授〉
 演題：日本経済の明日を読む！
 会費：3,000円(懇談会会費) ※講演会、総会は無料

※詳細につきましては、別途お送りする開催通知の内容をご確認いただき、出欠席通知のご返信を必ずお願いいたします。

令和5年度上期分
法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

口座振替契約の皆さまへ

令和5年度上期(令和5年4月1日～令和5年9月30日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようにご協力をお願いいたします。尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日：令和5年5月15日(月)

口座振替契約をされていない皆さまへ

6月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です！ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 副院長
人間ドック・健診センター 近藤哲理



男性の3人に1人、女性の4人に1人が
“がん”で亡くなっています。

“がん”の治療法は近年急速な進歩を遂げており、日本人のノーベル賞受賞で一躍有名となった免疫チェックポイント阻害薬などの普及で生存率が大幅に延長し、治療可能年齢も拡大しています。にもかかわらず、前立腺、胃、大腸、乳腺、肺、子宮などの、がん死亡率は未だに高値です。がんに限らず多くの疾患では早期診断と早期治療が生存率を高め、治療費の負担も軽く済みます。

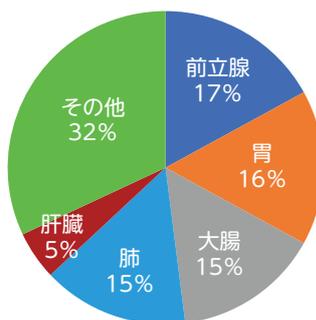
1つの検査ですべてのがんを見つけられれば理想的で、PET(ペット)健診などは、この目的に適していますが、まだ高額であり、アミノインデックスやマイクロアレイといった血液検査も“体のどこかにがんがある”との判定だけではすぐに治療には結びつかないものです。“がん”の早期発見には定期健康診断は必ずしも十分ではなく、それぞれの“がん”に絞った臓器別の高精度の検査を行うことが適切と言えるでしょう。

がんの罹患率が高い臓器は、男性では前立腺や、胃、大腸、肺などで、女性では乳房、大腸、肺、胃などがあげられます。罹患すると死に結びつきやすい“がん”は早期発見がさらに重要です。

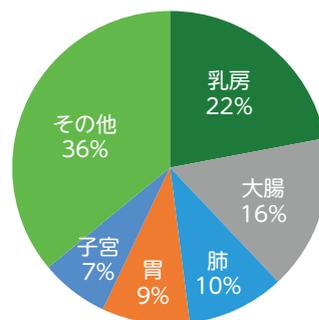
男性では、肺、大腸、胃、膵臓など、女性では大腸、肺、膵臓、乳房などが該当します。厚生労働省は胃がん、肺がん、大腸がん、子宮(頸・体)がん、乳がんを5大がんとして健診を積極的に勧めています。

当センターを受けた方々に子宮頸がんについて調査をしました。定期的な検査を行っていない方が3割程度おられ、その理由は“気になるときに受診すれば良い”、中高年の方では“罹患し易い年齢ではないから”という回答が多く見られました。しかし、子宮頸がんは症状が乏しいため、不正出血などで発見された場合は進行していることがあり、好発年齢のピークをすぎても罹患率はあまり減らないことが報告されています。このように思い込みで受診を控えている方はいないでしょうか。

がんの臓器別罹患率(男性)



がんの臓器別罹患率(女性)



出典：厚生労働省2021 人口動態統計

法人会の事業

2/17(金) 参加人数29名

第9回藤法レディースアカデミー 第3講座 (藤沢法人会館)



女性部会が主催する第9回レディースアカデミー第3講座では、清和総合法律事務所の岸本寛之弁護士をお招きし、「元気なうちにする終活～家族や資産を守るためにできること～」と題するセミナーを開催しました。

2/17(金) 参加人数35名

茅ヶ崎三支部、寒川支部合同交流会 (コルティール茅ヶ崎)



茅ヶ崎三支部と寒川支部の合同事業として、異業種交流会をコルティール茅ヶ崎にて開催しました。今回のアトラクションはマジシャンの荒木巴氏をお招きし、マジックショーを行いました。その後の異業種交流会では、参加された方々の自社PRを行い、法人会のメリットの1つでもある異業種交流会で大いに盛り上がりました。

2/21(火) 参加人数37名

寒川支部ボウリング大会 (寒川セントラルボウル)

寒川支部のボウリング大会が3年ぶりに寒川セントラルボウルで開催され、競技結果を基にグループ分けを行いそれぞれ表彰しました。

- 〈男性〉Aグループ
- 1位 多賀 弘光氏 〈株湘南ユニテック〉
 - 2位 小此内 一男氏 〈株湘南ユニテック〉
 - 3位 荒木 俊男氏 〈三洋興産有〉
- 〈女性〉Aグループ
- 1位 山田 由紀子氏 〈神奈川物産株〉
 - 2位 星野 暁子氏 〈株西湘土木〉
 - 3位 鈴野 幸代氏 〈株湘南ユニテック〉

- 〈男性〉Bグループ
- 1位 内田 朋彦氏 〈湘南エール株〉
 - 2位 栗原 連氏 〈井村ガス株〉
 - 3位 下里 俊樹氏 〈下里自動車株〉
- 〈女性〉Bグループ
- 1位 水田 美由喜氏 〈神奈川物産株〉
 - 2位 長谷川 成美氏 〈株土喜土喜キッチン〉
 - 3位 廣田 孝子氏 〈株西湘土木〉

2/27(月) 参加人数25名

健康セミナー(藤沢法人会館)



厚生委員会が主催する健康セミナーでは、マジックハンズ・セラピストアカデミー代表の上原健志氏をお招きし、「日本一治る！！脅威の「肩甲骨ほぐし」肩こり撃退術」と題し研修会を開催しました。

3/18(土) 参加人数29名

青年部会送別会 (湘南鎌倉クリスタルホテル)



青年部会ではコロナ禍で送別会を開催できなかった令和3年度と令和4年度を以って青年部会を規定により卒業される部会員の合同の送別会を湘南鎌倉クリスタルホテルで開催しました。



3/23(木) 参加人数21名

第9回藤法レディースアカデミー 閉講式(藤沢法人会館)



女性部会が主催するレディースアカデミーは、昨年9月の開講から半年の講座を全て終了しました。閉講式の講話は、藤沢税務署法人担当の土屋澄生副署長をお招きし、「税務行政のあれこれ」と題するお話を伺いました。

令和4年度社会貢献活動



3/3金 寒川町教育委員会に寄贈(寒川町役場)



3/28火 藤沢市に寄贈(藤沢市役所)

令和4年度の社会貢献活動の贈呈式が行われ藤沢市からの強い要望もあり、昨年度に引き続き「津波フラッグ20セット」と、新たに「ビル用国際信号旗」、茅ヶ崎市には「無事かえるリフレクター」(反射板)、寒川町教育委員会には「グロッケンシュピール」をそれぞれ贈呈しました。

令和5年3月14日に開催された本部理事会の前段にチャリティー基金贈呈式を行いました。これは昨年10月25日に芙蓉カントリー倶楽部において開催されたチャリティーゴルフ大会で集められた基金を藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に青少年の育成を目的に寄付しました。

当日は、藤沢市役所より福祉総務課主幹山之内雄臣様、茅ヶ崎市役所よりこども育成部子育て支援課長森俊成様、寒川町役場より学び育成部子育て支援課長の宮崎彰夫様にご出席いただき、川上会長より下記の金額を贈呈しました。

なお、寄付金額は管轄の総務委員会の決議によりチャリティーゴルフ大会の参加者割合により算出しております。

藤沢市役所：97,000円
茅ヶ崎市役所：67,000円
寒川町役場：50,000円



地域の会員企業紹介

天照経営研究所

- 業種 中小企業診断士
経営コンサルタント
- 事業内容 採用支援、人事組織コンサルティング、
マーケティングコンサルティング、
経営コンサルティング
- 代表者 尼崎耕司
- 住所 茅ヶ崎市小和田 1-6-10
- 電話 080 (6579) 4834
- HP <https://amaterasu-consulting.com/>
- メール k.amazaki@amaterasu.consulting
- FB <https://www.facebook.com/profile.php?id=100006470259976>



一般社団法人 藤沢あゆみと 藤沢市の暮らしについて考える会

- 業種 ボランティア団体
- 事業内容 当法人は、映像の配信を中心に、主にインターネットやSNSを通して藤沢市の街の魅力を伝える。
あるいは地域における問題・課題等の情報収集を行い、地域活性化及び市民の暮らしの向上に貢献する目的で活動しています。
- 代表者 尾坪一美
- 住所 藤沢市藤沢 973-1
パール湘南 5F BIZcomfort 4号室
- 電話 080 (6237) 0555
- FAX 0466 (24) 8660
- HP <https://city.fujisawa-ayumi.com/>
- メール fujisawadaisuki777@gmail.com





おじゃましました♪ 会員訪問

vol.045 「芙蓉カントリー倶楽部」さん

湘南を見下ろす絶景と大自然に囲まれたゴルフコース

JR辻堂駅から車で8分ほどのアクセス抜群の立地でありながら、高台と恵まれた地形により、大自然に囲まれた贅沢な空間が広がる「芙蓉カントリー倶楽部」。「富士山、江ノ島と湘南の景色が一望できます。創業は昭和37年で、今年61年目にあたります」。そう教えてくださったのは、芙蓉観光株式会社芙蓉カントリー倶楽部社長付キャディー課課長の藤原孝成さん。「社名に“芙蓉”という言葉があるように、樹木や植物、四季折々の草花を大切にしています。変化に富んだパー70の丘陵コースが特徴で、距離が短く回りやすいため、女性からも好評です」。

会員は現在、1,400名。平均年齢70歳。おもなメンバーは、芙蓉グループの役員や地元の名士で、ご家族や同伴の方と一緒にゴルフを楽しみ、健康維持と会員同士の社交の場として、毎日賑わっています。

親が存命中に、名義を子へと引き継ぐ「終身会員制度」を採用入れ、親世代のネットワークを子世代につなげ、交流を深めています。

今後について伺うと、「門戸を開いていた時期もありましたが、現在は、ご登録いただいている会員様を中心に、会員様のご家族やご友人が、ゆったりとプレイを楽しんで頂ければと考えています。そのための環境整備や仕組りに尽力していきます」



湘南の絶景が見下ろせる、気持ちのいいコースです!!



▲17番ホール



◀プレイを楽しんだ後は、レストランでひと休み。



富士山の絶景、四季折々の自然が楽しめる60年の歴史を誇るコース。

芙蓉カントリー倶楽部

藤沢市大庭 2320

TEL 0466-34-8111 FAX 0466-33-7675

お客様本位の サービス提供

これを本気で実践していくことが私たちの使命です。

お客様とのコミュニケーションを大切に、専門的かつ先進的なグループとして、期待を超える価値を提供していきます。

お客様の目標、課題、不安を共有し、それらの解決に向け全力でサポートさせて頂き、共に発展していけることを願っております。

TAO税理士法人 代表社員/公認会計士・税理士
土屋 元人

お客様本位

常にお客様本位で考え、親身の相談相手として、お客様とのコミュニケーションを大切にします。

専門性・先進性

時代の先を行く専門的かつ先進的なグループとして、お客様の多様なニーズにお応えします。

社会貢献

お客様の「永続的な発展のサポート」を通じて社会に貢献します。

グループ会社によるプロフェッショナルチームで
あなたのお悩みを解決いたします。



TAO 税理士法人

代表社員: 公認会計士・税理士 土屋元人
神奈川県藤沢市鶴沼石上 1-1-15 藤沢リラビル3F・4F
TEL: 0466-25-6008 FAX: 0466-25-6968



事業所概要: 1982年土屋公認会計士事務所として藤沢市で開業。
2007年TAO税理士法人に組織変更。
現在、スタッフ33人(うち、税理士6人、公認会計士3人)

